

# 太平洋セメントグループ 反贈賄基本方針（ポリシー）

2017年1月1日制定

## 第1条（目的）

本方針は、日本国不正競争防止法及び米国連邦海外腐敗行為防止法（US Foreign Corrupt Practices Act）をはじめとする各国の贈賄防止に関する法規制を遵守し、贈賄に該当する行為を未然に防止して、腐敗の防止及び公正な事業活動の確立及び維持に資することを目的とする。

## 第2条（当社グループの反贈賄ポリシー）

太平洋セメント株式会社（以下、「当社」という。）及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）のすべての役員及び従業員は、その業務において、直接及び間接を問わず、公務員（外国公務員又は政府系企業の役職員を含む）に対して、国内外の諸法令に違反する賄賂の申し込み、支払い、又はその約束を行ってはならない。

## 第3条（贈賄禁止）

当社及び当社グループのすべての役員及び従業員は、業務を行うにおいて、賄賂を要求されたとしても、法令遵守を貫いて贈賄を拒絶しなければならない。

## 第4条（支払記録の作成及び保管）

当社及び当社グループは適切な内部統制システムに基づき、会計帳簿を事実即して正確に記録し、支払記録を適切に保管するものとする。

## 第5条（遵守の体制整備）

当社及び当社グループ各社は、この反贈賄基本方針を遵守するために、反贈賄規程の制定、組織体制の構築、教育の実施等の体制を整備し、継続的に実効性を高めていく。

以 上